

「租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令」の概要

1. 背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が、令和 8 年 6 月 3 日に成立し、同月 10 日に公布された。

改正法の施行に伴い、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）及び物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号）について、その規定の整理を行う必要がある。

2. 概要

改正法により、「鉄道事業再構築事業」を定義する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 2 条第 9 号が同条第 10 号に号ズレしたことに伴い、同定義を引用する租税特別措置法施行令第 43 条の 4 についてハネ改正を措置する。

同様に、改正法により、「貨客運送効率化事業」を定義する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 2 条第 12 号が同条第 15 号に号ズレしたことに伴い、同定義を引用する物資の流通の効率化に関する法律施行令第 12 条第 2 項ただし書についてハネ改正を措置する。

3. スケジュール

閣	議：令和 8 年 9 月 1 日（火）
公	布：令和 8 年 9 月 4 日（金）
施	行：令和 8 年 10 月 16 日（金）